

2022年8月30日

各位

会社名 株式会社 And Do ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 CEO 安藤 正弘
(コード: 3457 東証プライム)
問合せ先 専務取締役 CFO 富田 数明
(TEL. 03-5220-7230)

定款の一部変更のお知らせ

当社は、2022年8月30日開催の取締役会において、定款の一部変更を2022年9月27日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款の一部変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (省 略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第14条 (現行どおり) (削 除)

(新 設)	(電子提供措置等)
	<p><u>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
第16条～第41条 (省 略)	第16条～第41条 (現行どおり)
附 則	附 則
(監査役の責任免除に関する経過措置)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第9期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において、免除することができる。	<p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第9期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において、免除することができる。</u></p>
(新 設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	<p><u>第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

2. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2022年9月27日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022年9月27日 (予定)

<本件に関する問い合わせ先>

経営戦略本部 経営企画部 広報・IR 03-5220-7230

以上